

事務連絡
平成29年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課
中核市 意思疎通支援事業担当者 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係

地域生活支援事業における意思疎通支援者（手話通訳者）の
取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、手話通訳派遣事業においては種々の課題解消のために「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について（平成25年3月27日付障企自発0327第1号）」で示す「意思疎通支援事業実施要綱」に基づいた実施にご協力をいただいているところですが、手話通訳者の派遣事業実施に係る取扱いについては、同要綱において、手話通訳士試験合格者も登録可能である旨をお示ししております。また、全国統一試験の合格者であって県に登録された者が他県に登録する際には、再度研修や試験等を受け直す必要なく登録することが可能となっております。

地域における手話通訳者の登録にあたりましては、下記の通り資格保有者の負担なく円滑な登録が行えますようご配慮をお願いしたく、再度周知いたしますので、取扱いに遺漏のないようご配慮をお願い申し上げます。また、意思疎通支援事業の円滑な実施にあたっては、必要に応じて地域の聴覚障害者団体や手話通訳関係団体と協議いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に周知方お願いいたします。

記

○地域生活支援事業（意思疎通支援事業）に定める手話通訳者は下記の通りです。

(ア)「手話通訳士」… 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者

(イ)「手話通訳者」…都道府県が行う手話通訳者登録試験の合格者

【問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係
03-5253-1111（内線3076）